

秋田県沿岸漁業改善資金事務取扱要領附属貸付審査基準

第1 目的

- 1 秋田県沿岸漁業改善資金制度の適正な運営のため、秋田県沿岸漁業改善資金事務取扱要領（以下「要領」という。）第6の1に規定する経営等改善資金の貸付けの適否の審査は、秋田県沿岸漁業改善資金貸付規則（以下「規則」という。）及び要領で定めるもののほか、この基準に基づき行うものとする。
- 2 秋田県沿岸漁業改善資金運営協議会設置要綱第2の1に規定する意見の決定は、この基準を準用するものとする。

第2 貸付対象者

貸付対象者の適格性の審査については、規則第4条及び要領第1の1の規定を遵守するものとするが、特に次の事項に留意すること。

- 1 複数で同一の漁船を所有する場合、複数の所有者による連名の申請は、漁業を営む個人とは見なさないものとする。
- 2 漁業協同組合及び漁業生産組合以外の団体であって、当該団体が法人格を有しない団体である場合は、次の要件を満たさなければならない。
 - (1) 沿岸漁業生産又は漁業技術の改善等を共同して、又は集団的に行うことを目的として組織された団体であって、実体的活動を現に行っているものであること。
 - (2) 目的、名称、事務所、代表者及び総会に関して定めた規定を有すること。
- 3 漁業協同組合等の組合員である場合は、経常的にその施設を利用している者でなければならない。
- 4 漁船を所有している場合は、漁船保険に加入している者でなければならない。
- 5 釣り宿の経営等を兼業する者にあつては、沿岸漁業と遊漁船業等の沿岸漁業以外の事業とを区分した収入状況や稼働日数等の資料を徴して判断するものとする。
- 6 その他、次の事項に該当する者であることが望ましいものとする。
 - (1) 過去において漁業違反がないこと。
 - (2) 漁業共済に加入していること。
 - (3) 当該資金制度の内容を十分理解していること。
 - (4) 漁業後継者がいること。

第3 貸付対象となる内容及び金額

貸付対象となる装置及び施設等については、規則第2条及び要領第1の1の規定を遵守

するものとするが、内容及び金額の決定については特に次の事項に留意すること。

- 1 貸付対象となる機器・装置等については、本体のみが貸付対象となるものとする。
 - (1) 設計書及びカタログに記載の標準付属部品及び本体設置工事費は本体と見なし、貸付対象とすることができる。ただし、救命消防設備購入資金及び漁具損壊防止機器等納入資金の貸付対象には工事費は含まない。
 - (2) 船内外機型式の漁船用環境高度対応機関にあっては、本体と不可一体をなすアウトドライブ装置を含むが、それ以外のプロペラ等は貸付対象に含まないものとする。
- 2 同一の貸付対象者への総貸付金額は、5千万円を限度とし、1年度における貸付金額は予算の範囲内で決定するものとする。
- 3 貸付対象額の判断は、事業内容が本体とそれ以外の付属品がある場合には、それぞれの品目ごとに金額等が記載された見積書を徴して行うものとする。
- 4 値引きがある場合にあっては、本体又はそれ以外の付属品等、値引きの対象が明示された見積書により行うものとするが、トータル値引きの見積書の場合にあっては、本体及び付属品個々の価格の全体に対する割合によりそれぞれの値引き額を決定し、本体価格を決定することができるものとする。
- 5 既存物件がある場合には、下取り価格の有無を十分に調査して貸付金額の適正化に努めるものとする。なお、値引きと下取りがある場合には、それぞれの金額を区分して記載された見積書を徴するものとする。
- 6 貸付対象となる機器・装置等の購入の妥当性については、上記のほか、購入の理由、機器・装置等の規模により判断するものとする。

第4 償還能力

- 1 償還能力については、次の事項によって判断するものとする。
 - (1) 水揚げの記録等による漁業収入
 - (2) 既往借入金がある場合の内容
 - (3) 本人以外の収入及び扶養者に係る費用等
 - (4) 償還を十分に可能とした経常利益であること。
- 2 必要があると求められる場合には、連帯保証人についても1の(1)から(4)までの事項について調査するものとする。

第5 貸付回数及び着工の時期等

- 1 同一の機器で仕様が同一なもの購入については、要領第6の5(1)に規定する「技術の内容が高度化若しくは変化し、又は燃料油の消費を節減すること等」にはあたらな

いものとする。

- 2 申請時において、既に機器・施設等の設置に着工していないもの及び貸付決定までに着工しないことが確実に認められるものであること。
- 3 2の確認は、要領第3の3により行うものとする。

附 則

この審査基準は、平成21年4月1日から適用する。